

東弁20人第146号
2008年7月29日

警視庁小岩警察署
署長 長 綱 邦 義 殿

東京弁護士会
会長 山 本 剛 嗣

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署に対し、下記の通り警告致します。

記

第1 警告の趣旨

貴署所属の警察官が2003（平成15）年3月8日、申立人につき、その手足を持って、JR小岩駅南口の階段を降りた地点から約10メートル離れた交番の手前まで申立人を運んだ行為は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない身柄拘束及び連行にあたるものであり、警察官職務執行法第2条3項に違反し、かつ、申立人の身体の自由を侵害するものです。

よって貴署におかれては、今後二度とこのような人権侵害行為に出ることがないように、警告致します。

第2 警告の理由

1 認定した事実

（一）任意同行に至る経緯

2003（平成15）年3月8日当時貴署地域課に所属していたB巡查部長（以下「B」という。）及びC巡查部長（以下「C」という。）は、同日午前9時30分ころ、パトカーに乗務してJR小岩駅北口駅前の道路を走っていたところ、小岩駅に向かう申立人を見かけた。

B及びCは、申立人の風体が暴力団風である上、ほおがこげ、目がくぼんで見え、顔色が青白いなど、薬物使用者特有の特徴が認められたため、車を止め、申立人に近づいて職務質問を開始した。

B及びCは、携帯しているバッグの中身を見せるよう申立人に求めたが、申立人は「おれは忙しいんだ。何もしていない。弁護士を呼ぶぞ。」と言ってこれを拒否した。

B及びCは、申立人がバッグの中に薬物を隠し持っているのではないかとの疑い

を強め、さらに職務質問を続けようとした。

すると申立人は2人を振り払うようにしてJR小岩駅北口の階段を上がり、券売機前付近に立った。Bらは、同所でも申立人の住所、氏名を聞き出そうとしたが、申立人はこれに応じなかった。

その際、申立人の所持していた小銭が付近に散らばったことがあり、Bがこれを拾い、申立人のポケットに入れるなどした。

申立人はその後移動して、付近の駅構内の通路で、「おれは心臓が悪いんだ。」などと言って尻をつき足を伸ばすようにして座り込んだ。

Bらは、そこでは通行の邪魔になることから申立人に立つように促したものの、申立人は座り込んだままであったので、無線によって本署に応援を要請し、結果、貴署地域課に所属している警部補のDと巡査のEが現場に到着した。

警察官ら（Bはパトカーを取りに行くため途中でその場を離れ、その後は、C、D、Eの三人となった）は、申立人の肘を軽くたたくなどしながら申立人に立つことや所持品検査に応じることなどを説得し続けたが、申立人は、バッグを抱え体をくねらせるなどしてこれを拒否し、およそ15分くらいの間、駅構内の床に座り込み続けていた。

(二) 任意同行の開始の状況

C、D及びEは申立人に対し、覚せい剤所持等の疑いを更に深める一方、ここでは人通りが多く、人垣もできたため、職務質問を続行するのは困難と判断し、交番に行くよう申立人を説得し、最後には「いつまでもここに座っていてもみっともないから、交番に行こう。」などと言いつつDが申立人の右肘の辺りを、Eがその左肘の辺りを軽く持ち上げるようにして立つように促したところ、申立人は渋々立ち上がった。

申立人は、ゆっくりと小岩駅前交番のある小岩駅南口の階段に向かって歩き始めたが、申立人が逃げ出した場合に確保できるように、Dが右側から、Eが左側から申立人の腕を支えるようにし、Cはその後をついていった。

(三) 交番までの同行の状況

(1) 認定した事実

その後、小岩駅南口の階段のところにくると申立人は階段を下りるのを渋ったため、Dは左手を申立人の脇の下に入れてその右腕を抱えて体を支える姿勢を取り、申立人の左側にいたEも同様の姿勢を取った。加えて申立人の後ろにいたCは申立人の両足付近をつかみ、3人で申立人の体を持ち上げ、14段の階段を降り、さらにそのままの状態以南口階段を降りたところから約10メートル離れた交番の手前まで申立人を連れていった。

交番の手前で警察官らが申立人から手を離すと、申立人は一旦はその場に座り込んだが、Dらから軽く肩をたたかれ「みっともないから交番の中に入ろう。」などと促され、ゆっくりと立ち上がり、交番の中に渋々と入っていった。

(2) 事実認定に対する補足説明

以上の認定に対し、貴署は、申立人の連行の態様は刑事公判における東京地方裁判所の認定の通りであるとし、東京地方裁判所は、前のめりになった申立人が階段から転げ落ちそうになったため危ないと思って両手両足を持ち上げたとする。

しかし、階段を下りようとしている者が階段から転げ落ちそうになった際にその者の足をつかむという行為は、むしろ階段を落ちそうになっている者のバランスを崩すことにつながるものであり、行為として著しく不自然である。

とすると、危険を回避するために手足をつかんだとの相手方の主張（即ち東京地裁の認定）には、なお疑問が残ると言わざるを得ない。また、仮に階段から降りる時点では、危険を回避するためであったとしても、その後、階段を降りた地点から約10メートル離れた交番の手前まで申立人を両手両足を持ち上げたまま運んだ行為は、明らかに危険回避とは無関係なものである。

2 判断

警察官職務執行法第2条第1項及び第2項は挙動不審者等に対する停止及び任意同行を認める一方、同条第3項は、かかる挙動不審者等に対し、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して交番に連行されないと規定しているところ、本件において相手方小岩警察署員が申立人の手足を持って少なくとも小岩駅南口階段を降りた地点から交番の手前に至るまで運んだ行為は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない身柄拘束及び連行にあたるものであり、申立人の身体を違法に拘束して令状主義を潜脱するものと評することができるのであって、申立人の身体を侵害するものと言わざるを得ない。

よって頭書の通り、警告をする。

以 上